

## &lt;電話応答記録&gt;

所長	次長	総課 長	建築住宅 課 長	都市計画 課 長	課 係	担当

静岡法務局熱海出張所 [REDACTED] から電話があったので、その内容について報告します。

日時 平成 15 年 2 月 26 日 (水) 9 時頃

先方 [REDACTED]

当方 [REDACTED]

([REDACTED]) 登記申請がされ、保留となっている水立 [REDACTED] の土地について、本日 [REDACTED] の人が来る予定である。当方としては、土木事務所から都市計画法違反の文書も受け取っているので、地目変更を認めず、申請を取り下げてもらうよう指導するつもりであるが、土木事務所から文書が送付されたことを先方に言ってもかまわないか。

([REDACTED]) それは、全然かまわない。本日の静岡新聞朝刊に記事も出ている。

([REDACTED]) 既に宅地に地目変更を行ってしまった他の筆も錯誤で元に戻すつもりである。

([REDACTED]) 今後も何かの申請があがったら、連絡させていただきます。

([REDACTED]) そうしていただければありがとうございます。

法務局は静岡新聞を購読していないとのことなので、依頼により、記事の部分を FAX 送信。

[REDACTED] に伺ったところ、地目を錯誤で元に戻すには、[REDACTED] が職権で行う方法と申請者に申請してもらう方法があるが、[REDACTED] が職権で戻すことはあまりないとのこと。

錯誤の地目変更について法務局に何か働きかけたほうが良いか土地対策室 [REDACTED] に問合せたところ、その必要はないし、しないほうが良いとのことであった。

[REDACTED] は、2 月 18 日付弁明書で「開発行為ととらえられるような造成は中止し」と弁明しているが、上記の筆についてでは地目変更の申請の取下げは行っておらず、25 日までの段階では、意図は継続していると考えられる。法務局が前回現地調査を行った結果申請を認めなかつたため、再申請が提出され、再度整地工事を行う旨言っていたとのことであるが、その工事が 18 日以降に行われたかどうかは不明。